

議案第64号

尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、尾張市町交通災害共済組合規約（昭和44年9月1日指令地第116号）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成23年11月29日提出

大口町長 森 進

（提案理由）

この案を提出するのは、平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制を施行することに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

尾張市町交通災害共済組合規約の一部を改正する規約

尾張市町交通災害共済組合規約（昭和44年9月1日指令地第116号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

市 町 名	市 町 名	
尾張旭市	長久手市	
岩倉市	愛知郡	東郷町
豊明市	西春日井郡	豊山町
日進市	丹羽郡	大口町
清須市		扶桑町
北名古屋市		

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。

尾張市町交通災害共済組合規約の一部改正新旧対照表

新		旧		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
市 町 名	市 町 名	市 町 名	市 町 名	
尾張旭市	長久手市	尾張旭市	愛知郡	東郷町
岩倉市	愛知郡	岩倉市		長久手町
豊明市	西春日井郡	豊明市	西春日井郡	豊山町
日進市	丹羽郡	日進市	丹羽郡	大口町
清須市		清須市		扶桑町
北名古屋市		北名古屋市		